



熊本県公報

第12776号
平成30年11月20日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込みの同意の成立…………… (団体支援課) 1
- 漁船保険義務加入同意の承認(畠口加入区・五和町加入区) …… (//) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 4
- 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 5
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 8
- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 8

公 告

- 二級建築士の懲戒処分…………… (建築課) 9
- シルバー人材センターの業務拡大に係る地域及び業務・職種
の指定…………… (労働雇用創生課) 9
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 9
- 土地改良区の定款変更認可…………… (//) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10

登 載 依 頼

- 平成30年度第10回熊本県いじめ防止対策審議会の開催
…………… (いじめ防止対策審議会) 10

告 示

熊本県告示第957号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

加入区の名称	義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
芦北町加入区	芦北町漁業協同組合の地区	吾智網漁業

熊本県告示第958号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、畠口加入区及び五和町加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第959号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市木庭字古城1479番1、1480番1、1481番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第960号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字外牧字霧ヶ坂1177番1、1199番、1200番1、1208番2、1220番3、1230番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字霧ヶ坂1177番1・1199番・1200番1・1220番3・1230番
 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第961号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字岩坂字切畑山1291番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字切畑山1291番1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第962号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字瀬田字千束平222番1、223番1、224番1、235番1、235番2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第963号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字古城字六番東原1017番21
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第964号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷2336番21、2336番25、2336番26
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 柚の木谷2336番21・2336番25・2336番26（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿央町合里字北平1061番、1062番、1064番、1065番、1073番、1074番、1078番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字北平1061番・1062番・1064番・1065番・1074番・1078番（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1073番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第966号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町四丁字堂原827番、828番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂原827番・828番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第967号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町池永字岩原1957番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩原1957番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第968号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字福岡1648番1、1649番、1651番、1652番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字福岡1648番1・1649番・1651番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第969号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年熊本県告示第677号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。
平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。我が国の周辺水域における海洋生物資源は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にどまり、低資源化が進んでいる資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。この保存管理の観点から、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の海洋生物資源の保存及び管理を図ってきたとおり、なごり資源を中心とする海洋生物資源の保存及び管理を適切に行うこととする。基本計画（法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。
 - (1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等第一種特定海洋生物資源をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
 - (2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 - (3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来資源管理型漁業等を推進していくこととする。
 - (4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
 - (1) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成29年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成29年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成29年7月から平成30年6月まで 若干
 - (2) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成30年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成30年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成30年7月から平成31年6月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源（まあじ、まいわし、まさば及びごまさば）の知事管理量に関する実施すべき施策に関する事項
 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)
 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
 第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)
 平成30年8月24日公表
 平成30年11月20日改正

- 第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針
- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
 - 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
 - 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
 - 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 - 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	0.7トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	6.0トン

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を告示した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	0.7トン	6.0トン
うち平成30年7月から9月	0.3トン	0.3トン
10月から12月	0.3トン	2.8トン
平成31年1月から3月	0.2トン	2.9トン

本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 緊急報告体制について
 - (1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・ 定置網漁業	・ 1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・ 釣り漁業 ・ 曳縄漁業	・ 1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
水俣市漁業協同組合	・ 曳縄漁業	・ 1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

- (2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	各漁業者は、支所長に電話連絡	漁協（参事/支所長）は本県水産振興課にメール又はFAX連絡
水俣市漁業協同組合	各漁業者は、参事に電話連絡	本県は送信者に受信連絡

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
 ※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。
 (3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに、当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本県は、小型魚については1日0.2トン、大型魚については1日1.0トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。
 ア 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
 イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。その際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

ア 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ 生存個体は放流する。
- ・ くろまぐろの採捕は混獲のみとする。具体的には1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げる。
- ・ これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 本県の採捕の数量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・ くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。
- ・ 生存個体は全て放流する。
- ・ くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。
- ・ これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

本県の採捕の数量が第3の期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量である月別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該月別ごとに採捕の停止命令をする。数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。著しく大きいと認め、我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもつて知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止命令をする。採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第4管理期間までの超過分の差引等については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第4管理期間は管理期間が9か月間であることから、漁獲枠超過量の差引き量も9か月分に按分した0.3トンとする。

第3管理期間の超過量0.5トンについては、第4管理期間において一括で差引くこととする。

	超過量合計	第3管理期間期首の差引き済み数量	第4管理期間期首の差引き量(9か月分)	第5管理期間以降の差引き量合計
第2管理期間超過分	3.4トン	1.4トン	0.3トン	2.8トン
第3管理期間超過分	0.5トン	-	0.5トン	-

熊本県告示第970号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 検査の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査の対象家畜
牛 3頭
- 3 検査の期日及び場所

検査の期日	検査の場所
平成30年12月17日（月）	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場 玉名市横島町共栄37

熊本県告示第971号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成29年10月20日熊本県告示第896号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

花園台地区造成宅地防災区域

(Aブロック)

宇土市花園台町字花園台757番22、757番23、757番47、757番48、757番50、757番51、757番62、757番63、757番64、757番65、757番66、757番67、757番68、757番69、375番37、757番70、375番38、757番71、375番39、757番77の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番78の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番9、757番10の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番14の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番15の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番16、375番4の一部（次の地図に示す部分に限る。）

(Bブロック)

宇土市花園台町字花園台757番24、757番28、757番32、757番35、757番80、757番83、673番24、673番22、757番75、757番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番79、757番81、757番82、673番23、760番3、673番36の一部（次の地図に示す部分に限る。）、673番28の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番8の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番11の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番13の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番14の一部（次の地図に示す部分に限る。）、673番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）、757番82地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び宇土市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第718号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により建築士の懲戒処分を行ったので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 懲戒処分をした年月日
平成30年11月9日
- 2 懲戒処分を受けた建築士の氏名
梅田慶治
- 3 懲戒処分を受けた建築士の級別
二級建築士
- 4 懲戒処分を受けた建築士の登録番号
熊本県知事登録第5229号
- 5 懲戒処分の内容
業務停止3月
- 6 懲戒処分の原因となった事実
熊本県内の建築物について、虚偽の確認済証及び検査済証を作成し、その写しを建築主に渡した。

熊本県公告第719号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、熊本県知事が指定する熊本県シルバー人材センター連合の業務拡大の範囲は、以下に掲げる地域、業種及び職種において行うものとし、平成30年9月25日から施行する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

地域：熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、長洲町、大津町、菊陽町、津奈木町

業種：（日本標準産業分類 中分類）

A-01 農業、I-56 各種商品小売業、P-83 医療業、P-85 社会保険・社会福祉、介護事業

職種：（厚生労働省編 職業分類 中分類）

D-32 商品販売の職業、E-36 介護サービスの職業、E-39 飲食物調理の職業、G-46 農業の職業、H-54 製品製造・加工処理の職業、I-66 自動車運転の職業

熊本県公告第720号

上益城郡益城町に事務所を置く益城町土地改良区理事長から平成30年8月29日付けで申請のあった定款の変更については、平成30年11月12日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第721号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長から平成30年10月31日付けで申請のあった定款の変更については、平成30年11月12日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年11月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字北鶴1815番1、同1815番3
401.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津八丁目10番10号 グリーンアベニュー301号室
東平 ひかる

登載依頼**熊本県いじめ防止対策審議会公告第10号**

平成30年度第10回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成30年11月20日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時
平成30年11月29日（木）
午前9時00分から午前11時20分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺一丁目33番18号
水前寺共済会館 3階 棒
- 3 議題
(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について
(2) 審議
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他
今回の審議会では、「3 議題」のうち、(2) 審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班
(電話096-333-2720)